

改正

令和8年4月24日告示第308号

盛岡市地方就職支援金支給要綱

(目的)

第1 この告示は、大学等卒業等に対し、就職により東京圏内から市の区域内に移住した場合等に地方就職支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、若者等の市内への移住及び定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 東京都内に本部がある大学又は大学院であつて、市長が別に定めるものをいう。

(2) 大学等卒業等 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 大学等を卒業又は修了する年度において、その大学等の東京圏内のキャンパスに原則として4年以上在学し、かつ、当該大学等を卒業又は修了した者（当該在学中に第5第1項の規定による第4第1号に係る費用の申請（以下「在学中申請」という。以下同じ。）をする場合にあっては、当該大学等を卒業又は修了する見込みである者）

イ 大学等を卒業又は修了する年度において、東京圏内に継続して在住している者

(3) 東京圏内 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、条件不利地域を除く区域をいう。

(4) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）又は人口減少率（国勢調査の結果による市町村人口に係る平成22年の人口から当該市町村人口に係る令和2年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成22年の人口で除して得た数値をいう。）が0.1以上の市町村の地域をいう。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域

ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域

(5) 就職先企業等 次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 勤務地が岩手県内に所在すること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。ただし、国の機関以外の当該官公庁等が市の区域内に所在し、かつ、市長が就職先企業等として認めたときは、この限りでない。

オ 大学卒業者等の3親等以内の親族が代表者又は取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、特に支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

（支給要件）

第3 支援金は、次に掲げる要件のいずれにも該当する大学等卒業者等に対し、予算の範囲内で支給する。

(1) 第5第1項の規定による申請をした時点において、大学等を卒業又は修了した日の翌日から起算して1年以内に就職先企業等に就職しており、かつ、就業を開始した日から起算して1年以内の者（在学中申請をする場合にあつては、当該在学中申請をする日から1年以内に就職先企業等で就業を開始する予定である者）であること。

(2) 大学等を卒業又は修了した後、次に掲げる要件を全て満たす条件で就職先企業等に就職し、かつ、当該就職により転入（市の区域内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。第9において同じ。）し、及び市の区域内に移住し、第5第1項の規定による申請をする日から1年以上継続して市の区域内に居住する意思（第5第1項の規定による申請の際現に住民基本台帳法の規定により市の住民基本台帳に記録されている者（以下この号及び第9第1号において「市民」という。）にあつては、当該就職により市の区域内に移住し、第5第1項の規定による申請をする日から1年以上継続して市の区域内に居住する意思）を有している者（在学中申請をする場合にあつては、当該条件で就職先企業等に採用され、及び就業する見込みであり、当該就職により転入し、かつ、当該転入をした日から1年以上継続して市の区域内に移住する意思（在学中申請の際現に市民である場合にあつては、当該就業を開始した日から1年以上継続して市の区域内に移住する意思）を有している者）であること。

ア 期間の定めのない労働契約（1週間の所定労働時間が20時間以上であるものに限る。）に基づく就業の形態であること。

イ 当該就職に係る採用が、主として岩手県内での勤務とするものであり、かつ、原則として東京圏内の勤務でないものであること。

(3) 就職先企業等から、選考面接等に係る交通費又は移住に係る移転費の支給を受けておらず、かつ、受けられる見込みがないこと。

(4) 外国人にあつては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者

のいずれかの在留資格を有すること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、支援金を支給することが適当でないと市長が認めた者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、大学等卒業者等の就職先企業等が、第2第5号エただし書の規定に該当するときは第4第2号の移転費について、第2第5号オただし書の規定に該当するときは第4第1号の交通費について、これらの費用に対する支援金は支給しない。

(支給金額)

第4 支援金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 交通費 大学等を卒業又は修了した年度（在学中申請をする場合にあっては、卒業又は修了する年度）に、大学等卒業者等が就職先企業等の選考面接等への参加に際して要した交通費（1往復分に限る。）の額とする。ただし、その額が1万5,200円を超えるときは1万5,200円を限度とする。

(2) 移転費 大学等卒業者等が就職先企業等への就職により市の区域内に移住するために要した実費に相当する額とする。ただし、その額が10万8,000円を超えるときは10万8,000円を限度とする。

(支給の申請)

第5 支援金の支給を受けようとする大学等卒業者等は、盛岡市地方就職支援金支給申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 本人であることを確認するために必要な書類

(2) 就職先企業等による就業証明書（在学中申請をする場合にあっては、内定証明書）

(3) 大学等を卒業又は修了した日が、就職先企業等で就業を開始した日から1年以内であることを証する卒業証明書又は修了証明書（在学中申請をする場合にあっては、卒業学年であることを証する在学証明書（学年の記載がない場合にあっては、発行済の証明書に当該内容に係る加筆及び証明印の押印があるもの））

(4) 第4各号に掲げる交通費又は移転費の領収書

(5) 第2第2号イに該当することを確認するために必要な書類

(6) 第3第4号に該当する場合にあっては、同号に該当することを確認するために必要な書類

(7) 第3第5号に該当することを確認するために必要な書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、別に定める期日までに行わなければならない。

(支給の決定等)

第6 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の支給を決定したときは盛岡市地方就職支援金支給決定通知書により、支援金を支給しないこととしたときは盛岡市地方

就職支援金不支給決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(支援金の支給)

第7 市長は、支援金の支給を決定した大学等卒業者等に対しては、当該支給に係る申請のあった日から3月以内に支援金の支給を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第8 市長は、必要があると認めるときは、支援金を支給した者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることがある。

(支援金の返還)

第9 市長は、支援金の支給を受けた者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、支援金の返還を求めるものとする。ただし、就職先企業等の倒産、災害、支援金の支給を受けた者の病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 在学中申請をした場合に、当該在学中申請をした日から1年を経過する日までの間に当該在学中申請に係る就職先企業等に就業しなかった場合

(3) 在学中申請をした場合に、当該在学中申請をした日から1年を経過する日までの間に転入しなかった場合（当該在学中申請の際現に市民であった場合を除く。）

(4) 第5第1項の規定による申請に係る就職先企業等に就業した日から1年を経過する日までの間に当該就職先企業等を退職した場合（当該退職をした日から3か月を経過する日までの間に他の就職先企業等に第3第2号ア及びイの条件により就業する場合を除く。）

(5) 転入した日（第4第2号の移転費に係る移住の際又は在学中申請の際現に市民であった場合は、第5第1項の規定による申請に係る就職先企業等で就業を開始した日又は当該申請をした日のいずれか遅い日）から1年を経過する日までの間に市の区域内から転出した場合

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか、支援金の支給に必要な事項は、市長が定める。

改正文（令和8年告示第308号抄）

この場合において、改正前の盛岡市地方就職支援金支給要綱の規定により支給を受けた地方就職支援金については、なお従前の例による。